

「輸入注意事項 15 第 45 号の 2 の（4）の確認書の発行について」の一部改正について

平成 15 年 10 月 24 日付け 15 水管第 2204 号（輸入注意事項 15 第 45 号の 2 の（4）の確認書の発行について）の一部を次のとおり改正し、平成 28 年 6 月 4 日から施行します。

15 水管第 2204 号
平成 15 年 10 月 24 日
水産庁長官通知
改正 16 水管第 2555 号
平成 16 年 12 月 1 日
改正 17 水管第 2781 号
平成 17 年 12 月 2 日
改正 19 水管第 1377 号
平成 19 年 8 月 8 日
改正 20 水管第 351 号
平成 20 年 6 月 4 日
改正 21 水管第 1781 号
平成 21 年 12 月 11 日
改正 23 水管第 1224 号
平成 23 年 8 月 17 日
改正 25 水管第 342 号
平成 25 年 5 月 16 日
改正 28 水管第 431 号
平成 28 年 5 月 31 日

輸入注意事項 15 第 45 号の 2 の（4）の確認書の発行について

水産庁長官

平成 15 年 10 月 24 日付け輸入注意事項 15 第 45 号（輸入公表三の 7 の（3）に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について）の 2 の（4）の「正規許可船リスト対策又は正規畜養場リスト対策に反しない貨物であることを証する水産庁の確認書」の発行は、下記により行います。

記

1. 受付期日

毎週火曜日と木曜日の午前10時から正午まで及び午後1時から2時まで

2. 提出先

農林水産省水産庁資源管理部漁業調整課

3. 提出書類

(1) 別紙様式による確認書発行申請書 2通

(2) 当該貨物の数量及び金額、原産地、船積地域及び船積港、運送方法並びに船名等が確認できる書類（船荷証券、インボイス、契約書等）の写し
1通

(3) 当該貨物に係る漁獲証明書、統計証明書又は再輸出証明書の写し 各1通

ただし、大西洋くろまぐろにあっては、以下の場合を除き、上記漁獲証明書及び再輸出証明書の提出に代えて、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録により作成された漁獲証明書及び再輸出証明書の文書番号が分かる書類（任意様式）を提出すること。

① ICCAT のホームページにおいて電子漁獲証明制度の運用を停止している旨が公表されている旗国等（当該貨物を漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び畜養場が設置された国又は地域をいう。）から輸出されるもの

② ICCAT 加盟国等以外を経由して再輸出されるもの

③ 平成28年6月3日以前に漁獲されたもの（ただし、ICCAT の電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録により漁獲証明書又は再輸出証明書が作成されている場合を除く。）

(4) 当該貨物（ただし蓄養されたものを除く。）を漁獲した漁船の船舶国籍証書の写し 1通

(5) 当該貨物（ただし蓄養されたものを除く。）を漁獲した漁船の船籍が過去に変更されたことがあるものについては、前船籍の船舶国籍証書の写し
1通

(6) 当該貨物を漁獲した漁船が、台湾、中国、フィリピン又はインドネシア

船籍の超低温冷凍大型はえ縄漁船の場合には、以下の書類の写し 1通

(ア) 台湾船籍の場合

台湾区遠洋鮪漁船魚類輸出業同業公會発行の「冷凍鮪生魚片証明書」

(イ) 中国船籍の場合

当該漁船の船主が IUU 漁船の船主と無関係であることを証する中華人民共和国農業部漁業局の証明書

(ウ) フィリピン船籍の場合

OPRT Philippines, Inc.発行の「Certificate of Proper Philippine Tuna Products」

(エ) インドネシア船籍の場合

Indonesia Tuna Association 発行の「Certificate of Proper Indonesian Tuna Products」

(7) 当該貨物を漁獲した漁船の所有者と使用者が異なる場合は、そのことが確認できる書類（チャーター契約書等）の写し 1通

(8) 当該貨物を漁獲した漁船が大型まぐろ漁船であって、当該貨物が大西洋（地中海を含む。以下同じ。）、東部太平洋、インド洋若しくは中西部太平洋の洋上又は当該海域に沿う港内において運搬船に転載された場合は、ICCAT、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）又は中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）が規定する転載申告書（Transshipment Declaration）の写し 1通

（注）上記の提出書類のほかにも必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

4. 発行の基準

漁獲若しくは蓄養された海域又は魚種を管理する地域漁業管理機関が講じる資源管理措置に反しない貨物であって、以下のいずれかに該当する貨物であると認められる場合に、確認書を発行します。

(1) 大西洋で漁獲されたくろまぐろ

① ICCAT のくろまぐろ漁獲許可船リスト^(注1)に掲載されている漁船又はくろまぐろ漁獲許可定置網リスト^(注1)に掲載されている定置網により、東大西洋^(注2)（地中海を含む。）において漁獲されたくろまぐろ（漁獲後に移送、運搬等されたものについては、漁業従事許可船リスト^(注1)に掲載されている漁船により移送、運搬等されたものに限る。また、漁獲後に蓄養されたものについては、正規蓄養場リスト^(注1)に掲載されている蓄養場において蓄養されたものに限る。）

② ICCAT の正規許可船リスト^(注1)に掲載されている漁船により、西大西洋^(注2)において漁獲されたくろまぐろ

(2) 大西洋で漁獲されためばちまぐろ及びめかじき

- ① ICCAT の正規許可船リスト^(注 1)に掲載されている漁船の漁獲物
- ② 全長 20 m 未満の漁船の漁獲物

(3) インド洋で漁獲されたくろまぐろ、めばちまぐろ及びめかじき

- ① IOTC の正規許可船リスト^(注 1)に掲載されている漁船の漁獲物
- ② 全長 24 m 未満の漁船により、当該漁船が所属する旗国の排他的経済水域内で漁獲された漁獲物
- ③ 蓄養されたもの

(4) 東部太平洋（西経 150 度以東の太平洋）で漁獲されたくろまぐろ、めばちまぐろ及びめかじき

- ① IATTC の正規許可船リスト^(注 1)に掲載されている漁船の漁獲物
- ② 全長 24 m 未満のはえ縄漁船の漁獲物
- ③ はえ縄漁船以外の漁船の漁獲物
- ④ 蓄養されたもの

(5) 上記以外の海域で漁獲されたくろまぐろ、めばちまぐろ及びめかじき

- ① 水産庁ホームページ (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enyou/tuna/index.html>) の「中西部太平洋で操業する正規許可船として確認されている大型まぐろ延縄漁船」に掲載されている漁船の漁獲物
- ② 全長 24 m 未満のはえ縄漁船の漁獲物
- ③ はえ縄漁船以外の漁船の漁獲物
- ④ 蓄養されたもの

(6) みなみまぐろ（ただし蓄養されたものを除く。）

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）の正規許可船リスト^(注 1)に掲載されている漁船により漁獲されたみなみまぐろ

(7) 蓄養されたみなみまぐろ

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）の正規許可船リスト^(注 1)に掲載されている漁船により漁獲されたみなみまぐろであって、CCSBT の正規蓄養場リスト^(注 1)に掲載されている蓄養場において蓄養されたみなみまぐろ

5. 施行日

平成 28 年 6 月 4 日から施行する。

(注1) ICCAT 正規許可船リスト、ICCAT くらまぐろ漁獲許可船リスト、ICCAT くらまぐろ漁獲許可定置網リスト、ICCAT くらまぐろ漁業従事許可船リスト、ICCAT 正規蓄養場リスト、IOTC 正規許可船リスト、IATTC 正規許可船リスト、CCSBT 正規許可船リスト及び CCSBT 正規蓄養場リストは、水産庁ホームページ (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enyou/tuna/index.html>) から閲覧できます。

なお、インターネットでの確認が困難な場合には、水産庁漁業調整課海洋漁業資源管理班 (03-3502-8111 (内線: 6710)、直通: 03-3502-8204) までお問い合わせ下さい。

(注2) 東大西洋と西大西洋の別については、漁獲証明書 (平成15年10月24日付け輸入注意事項15第45号別紙様式2) の記入要領をご参照ください。